

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による 貸付や融資あっせん等の手続に要する証明書交付手数料の免除について

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による、貸付や融資あっせん等の申込者の負担軽減を図るため、対象手続に必要な各種証明書の交付手数料を免除する。

2. 対象手続

- (1) 品川区「中小企業事業資金融資あっせん(経営変化対策資金 2020 等)」
- (2) 品川区社会福祉協議会
「福祉資金緊急小口資金(特例貸付)」「総合支援資金生活支援費(特例貸付)」
- (3) 日本政策金融公庫「新型コロナウイルス感染症特別貸付」
- (4) 信用保証協会「危機関連保証」

3. 対象者

区内に住所を有する者、区内に事務所または事業所を有する者で、手続に必要な証明書の交付を必要とするもの。

4. 対象証明書と免除される交付手数料(一通)

- | | |
|-------------------------|------|
| (1) 住民票の写し(広域交付住民票は除く。) | 300円 |
| (2) 印鑑登録証明書 | 300円 |
| (3) 特別区民税・都民税 課税証明書 | 300円 |
| (4) 特別区民税・都民税 非課税証明書 | 300円 |
| (5) 特別区民税・都民税 納税証明書 | 300円 |

※コンビニ交付は対象としない。

5. 取扱開始日

令和2年4月14日(火)から

6. 周知

受付窓口でのご案内、区ホームページ・SNS、広報紙、ケーブルテレビ・FM、他

※証明書については、感染症拡大防止の観点から、郵送請求を推奨している(印鑑登録証明書を除く)。